

# **NEWS RELEASE**

2022年10月3日 損害保険ジャパン株式会社

# 中小企業向け新商品の販売開始 ~ビジネスマスター・プラス(事業活動総合保険)の新補償~

損害保険ジャパン株式会社(取締役社長:白川 儀一、以下「損保ジャパン」)は、中小企業向けの主力商品であるビジネスマスター・プラス(事業活動総合保険)において、業界初となる3つの新商品(「あんしん取引・マスター\*1」、「子育て介護応援特約\*2」、「シェアエコ特約\*3」)を2022年10月14日から販売開始します。

損保ジャパンは、ブランドスローガンである「Innovation for Wellbeing」に則した独自色のある商品により、保険本来の機能である「事故時の経済的損失の補償」にとどまらず、「従業員を大切に想う経営者の気持ちをカタチにする」ことや「アフターコロナにおけるビジネス拡大に向けた企業の挑戦」をサポートし、お客さまの課題および社会課題の解決に積極的に貢献します。

- ※1 「あんしん取引・マスター」は商取引ユニット(取引先倒産・入金遅延補償特約)をセットしたビジネスマスター・プラスのペットネームです。
- ※2 「子育て介護応援特約」は育児・疾病・介護休業費用補償特約のペットネームです。
- ※3 「シェアエコ特約」はシェアリングトラブル費用補償特約のペットネームです。

# 1. 販売を開始する新商品

# (1)「あんしん取引・マスター」

#### ①開発の背景・趣旨

新型コロナウイルス感染症の流行等により、取引先に対する売掛債権の回収不能による損害を補償する保険のニーズが高まっている一方、従来型の取引信用保険は告知書の提出や保険会社による審査が必要であるため、加入までのハードルが高くなっていました。「あんしん取引・マスター」は、売上高と業種のみの申告で取引先の倒産リスク・入金遅延リスクを補償する保険です。この商品を通じて、中小企業の皆さまの「従業員の与信管理業務時間の削減」および「業態転換や取引先拡大のチャレンジ」に貢献します。

#### ②概要

- ・取引先の倒産または1か月以上の入金遅延により被保険者が被る損害を補償します。
- ・売上高と業種のみの申告でご加入いただけます。また、告知書などの提出は不要です。
- ・回収不能となった売掛債権を自己負担なく、支払限度額の範囲内で100%補償します。

#### ③□ゴ



あんしん取引・マスター

# (2)「子育て介護応援特約」(正式名称:育児・疾病・介護休業費用補償特約)

# ①開発の背景・趣旨

2022年4月から改正育児・介護休業法が施行されました。また、2022年10月からは 新たに「産後パパ育休(出生時育児休業)」が新設され、子が1歳になるまでの育児休業の分割取得 が可能になるなど、中小企業においても育児休業を取得しやすい雇用環境の整備が求められて います。育児休業の取得促進、仕事と家庭の両立支援に取り組むことは、企業のイメージアップに つながる一方で、人手不足が課題の中小企業にとっては休業者の代替人材の確保は経営課題にも なります。

そのような背景から、損保ジャパンは中小企業向けの主力商品であるビジネスマスター・プラスにおいて、従業員が育児休業を取得した場合に企業が負担する諸費用を補償する特約を開発しました。また、育児休業だけでなく、役員・従業員本人または配偶者の出産による休業、親族の介護に伴う休業、疾病の療養のための休業も対象とし「役員・従業員の子育てや介護、療養を応援したい」という中小企業を支援し、改正育児・介護休業法への対応および人手不足の課題解決に貢献していきます。

#### ②概要

- ・役員・従業員が出産、育児、介護、疾病等の事由により休業した場合に、被保険者が負担する 諸費用を補償する特約です。
- ・休業した期間が連続して31日以上となる場合に保険金をお支払いします。ただし、従業員が 産前産後休業、出生時育児休業、育児休業を取得した場合は、それらの休業の期間が合算して 31日以上となれば保険金をお支払いできます。
- ・対象となる費用は社会保険料や代替人材確保のための求人・採用費用等です。
- ・役員・従業員の健康面をサポートする「こころとからだホットライン」サービスが無料で付帯されます。

#### ③□ゴ



# (3)「シェアエコ特約」(正式名称:シェアリングトラブル費用補償特約)

#### ①開発の背景・趣旨

昨今シェアリングエコノミー個人や社会に対して新たな価値を提供し、経済の活性化・生活の 利便性向上に資することが期待されています。国内市場規模が拡大傾向にある一方で、企業が仲介 事業を行っているケースはごくわずかとなっています。「シェアエコ特約」はシェアリングサービス を通じて土地や建物を貸し出した際のトラブル対応費用を補償する新商品です。

損保ジャパンは、「シェアエコ特約」を通じて、お客さまの大切な土地や建物を安心して有効活用していただくことで、無駄のないより豊かな活気ある地域社会の実現を目指します。

# ②概要

- ・シェアリングサービスを通じて遊休資産を貸し出した際にトラブルが発生した場合の訴訟費用や 弁護士費用などの紛争解決にかかる費用を補償します。
- ・利用者の行為により偶然な事故が発生し、被保険者の営業が休止または阻害されたことによる損失が生じた場合に、被保険者が利用者に対して損害賠償請求を起こす際にかかる費用も補償します。



# 2. ビジネスマスター・プラス(事業活動総合保険)とは

中小企業が抱えるさまざまなリスク (物損害・休業損失・賠償責任・労働災害など)を包括的に補償するパッケージ型商品です。必要な補償を自由に選択することができ、補償の対象となる物件等の明細を不要とするなど、加入手続きを簡素化していることが特長です。

#### **<WEBサイト>**

https://www.sompo-japan.co.jp/hinsurance/risk/employee/master\_plus/special/

# <公式 YouTube>

https://youtu.be/fdFtbuEK4\_8

# 3. 今後について

SOMPOグループが掲げる「"安心・安全・健康のテーマパーク"により、あらゆる人が自分らしい人生を健康で豊かに楽しむことのできる社会を実現する」というSOMPOのパーパス実現に向けて、損保ジャパンのブランドスローガン「Innovation for Wellbeing」に則した独自色のある商品の開発を通じ、今後もデジタル社会の健全な発展に資する新たな保険・サービスの提供を行うことにより、お客さまの課題および社会課題を解決し、よりよい社会を実現していきます。

以上